

パブリックコメントにおいて提出された意見及びそれに対する委員会の考え方

No.	提出された意見	委員会の考え方
1	<p>1 本件答申案3. 1と3. 2（第5ページ）は、ほぼ同じ内容であるように思われますが、区別する意味があるのでしょうか？</p> <p>2 同案2.（第4ページ）、3. 1（第5ページ）、3. 5（第6ページ）、5. 3（第8ページ）、表8及び6. 3. 2. 3（第13ページ）並びに付則A（第39ページ）中「すべて」を「全て」とするべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1 3.1 は ISM 機器の用途について注釈も含めて記載しており、3.2 は、ISM 機器そのものについて説明しているため、記載は似ていますが、観点が異なります。</p> <p>2 現状「すべて」と「全て」が混在していますが、公文書としては「全て」が正しいことから答申案の記載は「全て」に統一いたします。</p>
2	<p>“漏洩電流を規定する規格に適合させると国際規格による許容値を満足することが困難だから妨害波の規定を甘くする”などとは電気技術者から見たら絶対やっては行けないとんでもない行為であり一部答申(案)は却下であると提言する。“漏洩電流の規定”とは“感電防止のための人体安全規定”であり妨害波とは全く関係がない。関係がないものをくっつけて規格化することは絶対やっては行けない。また定格入力が20KVAなどという大電力機器は高圧受電となり人体の安全確保は“接地工事の義務付け”である。“漏洩電流で規定する方式”は一般消費者が設置する“家庭用電気機器”を対象に経産省が定めた“電気用品安全法”だけである。低圧（100V）でアース端子無しの平行2Pプラグで受電し持ち運びも自由であり“接地しての使用”の義務付けが確証できないためである。また“漏電火災防止”の観点からは、消防法、消防法施行令で“漏電火災警報器”の設置が義務付けされているのである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>妨害波の許容値緩和については、電子レンジ及びIH調理器のみ「5年後を目処に電源インフラの状況や技術の進展を考慮して見直すこととする」としており、今後見直すことを前提としております。</p> <p>なお、ラインーアース間コンデンサ（Yコン）の値が大きい（漏洩電流が大きい）方が妨害波を低く抑えることができるため、漏洩電流と妨害波は大きく関係があります。</p>

<p>3</p>	<p>本来、無線通信を行わない設備からの不要輻射は無いのが理想的な姿であり、使用形態上、その実現が困難な物について、基準を定めるのが、本規則である。また国内で再検討をする理由は、単に海外の基準を用いるのではなく、本邦の環境に即した基準を作成するためである。</p> <p>しかしながら、欧米に比べて劣悪な住宅状況や、建物素材の違いによって電波の透過性が高い状況に合わせる修正がされていない。そのみならず、許容値を高く設定しているケースも見られる。特に電源端子での許容値は技術的には容易に低減できるのにも関わらず、住宅で使われることが前提のクラスBグループ2で準尖頭値で60 dBμVという大きな値が設定されている。</p> <p>結論としては本邦の電源事情や、住宅環境に鑑みて、これらの許容値の一律20 dBの低減が必要であり、一定の経過措置をおいて実施することを示すべきだと考える。</p> <p>また、附則Gにある「高感度業務帯域のための周波数割り当て」内に、電波法施行規則第十三条の二の規定内に示されている月面反射通信を行う周波数についても記載されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>クラスBグループ2の許容値は、CISPR11だけでなく、他の規格でも同様となっており、国際的に合意された値です。</p> <p>附則Gは、附則Fにあるような安全関連業務に準じて特定の地域における特定の無線局の保護の必要性がある業務を注意喚起する目的で国際的に合意され参考として添付しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>その他本件とは無関係の意見が3件ございました。</p>	